

1965年6月16日(第3日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時35分—午後3時52分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天天久盛雄	4番	安次富盛信
5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稲嶺正康	8番	石田英正
9番	安里安明	10番	又大吉弘
11番	石川明繁	12番	大川昇
13番	伊佐真徳	14番	大仲村喜永
15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光
21番	古波蔵清次郎		

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢し	安一
総務課長	松川正義		住民課長	仲村	春	信
民生課長	当山全喜		財政課長	奥里	将	俊
経済課長	伊佐友誠		水道課長	国吉	真	義
建設課長	島袋昌兼		消防団長	大城	仁	幸

7. 議会事務局職員の出席は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由



8. 議事日程は次のとおりである。

日程第2. 議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

日程第3. 議案第11号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。

日程第4. 議案第12号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例について。

日程第5. 議案第13号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について。

日程第6. 議案第14号、1966年度宜野湾市才入才出認定予算について。



8. 議事日程は次のとおりである。

日程第2. 議案第10号, 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

日程第3. 議案第11号, 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。

日程第4. 議案第12号, 宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例について。

日程第5. 議案第13号, 宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6. 議案第14号, 1966年度宜野湾市才入才出暫定予算について。



議長～出席議員15名であります、議会は成立いたしますので  
これより本日の会議を開きます。(午前10時35分)

議長～日程第2、議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例について、を議題といたします  
す、本案は質疑の段階において濫議要議になつておりま  
したので、引き続き質疑を願います。

議長～18番、20番議員の出席を報告いたします。

4番～届表第3の中で、30日未満については100分の50以内  
支給するということになつております。もしこの支給さ  
れる時期以外にこれに該当した場合にどうなりますか。  
例えば8月と12月ということになつておりますが、や  
はり1月から8月●間●6ヶ月間に亘いたその●期間にお  
いて30日とか或は90日とかといった様な職員が居た  
場合は、それは適用されるかどうか。それから30  
日未満●者にも又何日働こうが支給されることになつて  
おりますが、政府●この●期末手当に対する支給について  
どうなつてゐるか。それについて御説明願います。

議長～9番議員の出席を報告します。

総務課長～じや説明申し上げます。今●第1点●御質問は支給員  
現在における期間●問題だと思つておりますが、この方  
は条例●方で8月10日現在。それから12月10日現在に  
在職する職員ということになつておりますから、いわゆ  
る時期的に8月10日と12月10日を取られた●が、  
8月がちょうどおぼんどあると、それから12月がいわ  
ゆる年末であるというふうにして、現在この夏期手当8  
月10日を普通夏期手当といつております。それから1  
2月10日が年末手当というふうにしてうたわれており  
ますが、その時期における、いわゆるその●日現在におけ  
るそれは在職期間●割り振りであります。そうしますと  
2月、3月というふうな御質問もありましたが、給局こ  
の2月、3月から8月10日まで在職しておれば結局3



議長～出席議員15名であります。議会は成立いたしますのでこれよ本日の会議を開きます。(午前10時35分)

議長～日程第2、議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引続き質疑を願います。

議長～18番、20番議員の出席を報告します。

4番～別表第3の中で、30日未満については100分の50以内支給するという事になつております。もしこの支給される時期以外にこれに該当した場合にどうなりますか。例えば8月と12月ということになつておりますが、やはり1月から8月の間の6ヶ月間に働いたその期間において30日とか或は90日とかといった様な職員が居た場合ならば、それは適用されるかどうか。それから30日未満の者にも又何日働こうが支給されることになつておりますが、政府のこの期末手当に対する支給についてどうなつているか。それについて御説明願います。

議長～9番議員の出席を報告します。

総務課長～じや説明申し上げます。今の第1点の御質問は支給日現在における期間の問題だと思つておりますが、この方は条例の方で8月10日現在、それから12月10日現在に在職する職員ということになつておりますから、いわゆる时期的に8月10日と12月10日を取られたのが、8月がちょうどおぼんであると。それから12月がいわゆる年末であるというふうにして、現在この夏期手当8月10日を普通夏期手当といつております。それから12月10日が年末手当というふうにしてうたわれておりますが、その時期における、いわゆるその日現在におけるこれは在職期間の割り振りであります。そうしますと2月、3月というふうな御質問もありましたが、給局この2月、3月から8月10日まで在職しておれば結局3



ヶ月以上④職④欄に該当すると、あくまでも、その支給  
日現在によつて計算した期間でございませう。それから2  
番目の政府の支給方法であります。政府の場合には2段  
階に分けてございませう。いわゆる30日以上と30日未  
満に分けてございませう。この方は各市町村で色々分類の  
方法はありますが、大体市町村において3ヶ月以上、  
それから3ヶ月から1ヶ月まで、それから1ヶ月以内と  
いうふうに大体3段階に分類されている様であります。  
それから政府の方の30日と申し上げましたが90日と  
す。政府の方90日以上と90日未満の2つに分けて  
ございませう。

4 番～只今の御説明の中に支給日現在に在職する職員に該当す  
るんだということですが、そうするとそれ以前に退職し  
た者についてはどうなおりますか。

総務課長～あくまでも条例の規定によつて8月10日と12月1  
0日現在において在職する職員であります。それ以前の  
退職者はいわゆるちよう度8月10日から12月10日  
の間に退職した人は該当しないということになります。

4 番～その場合30日未満ということは一0日であらうと、或  
は15日或はその時期に在職する職員に対しては、何日  
勤務しようが一応は該当するんだということですが、そ  
の以前にその時期以前に退職した、仮りに3ヶ月或は4  
ヶ月といつた様な職員は全然該当しないんだというこ  
とになると、これはむじゆんしてないですか、むしろある  
程度そういう面は一応は検討してまつて、その30日未  
満に支給するよりは、或は3ヶ月、4ヶ月在職した職員  
に対して支給するのがおん当でないかといつた様な見  
解を持つてございませう。

総務課長～この方はいわゆるこの手当の性質とも関連すると思  
いませうが、今の御質問はいわゆる報償費的なものの場合  
或はそういうことも考えられるかも知れないと思ひませ  
う。それでその条辨その他においては、ある1つの時点とい



ヶ月以上の職の欄に該当すると、あくまでも、その支給日現在によつて計算した期間でございませう。それから2番目の政府の支給方法であります。政府の場合は2段階に分けてございませう。いわゆる30日以上と30日未満に分けてございませう。この方は各市町村で色々分類の方法はありますが、大体市町村においては3ヶ月以上、それから3ヶ月から1ヶ月まで、それから1ヶ月以内というふうに分けて3段階に分類されている様であります。それから政府の方の30日と申し上げましたが90日です。政府の方90日以上と90日未満の2つに分けてございませう。

- 4 番～只今の御説明の中に支給日現在に在職する職員に該当するんだということですが、そうするとそれ以前に退職した者についてはどうなりますか。

総務課長～あくまでも条例の規定によつて8月10日と12月10日現在において在職する職員であります。それ以前の退職者はいわゆるちよう度8月10日から12月10日の間に退職した人は該当しないということになります。

- 4 番～その場合30日未満ということは10日であろうと、或は15日或はその時期に在職する職員に対しては、何日勤務しようが一応は該当するんだということですが、その以前にその時期以前に退職した。仮りに3ヶ月或は4ヶ月といった様な職員は全然該当しないんだということになると、これはむじゆんしてないですか。むしろある程度そういう面も一応は検討してもらつて、その30日未満に支給するよりは、或は3ヶ月、4ヶ月在職した職員に対して支給するのがおん当でないかといった様な見解を持つてございませう。

総務課長～この方はいわゆるこの手当の性質とも関連すると思ひますが、今の御質問はいわゆる報償費的なもの場合は或はそういうことも考えられるかも知らないと思ひます。それでその条々その他においては、ある1つの時点とい



限うも問はつては。ま  
 いと質れも思でお  
 さい。今然るべし。例  
 示さう。只當るか。れ  
 を。ら。ふ。は。え。い。る。さ  
 点。か。う。と。何。や。な。け。給。さ  
 時。す。い。だ。る。の。や。お。支。給。さ  
 の。ま。と。要。す。質。じ。に。支。給。さ  
 。。あ。り。必。対。性。き。に。支。給。さ  
 ぞ。と。し。て。着。個。の。本。方。法。は  
 の。給。と。し。た。個。の。本。方。法。は  
 せ。の。然。し。退。職。し。て。現。在。に  
 ま。こ。の。時。点。に。は。し。う。に  
 け。に。ば。非。退。職。し。て。現。在。に  
 い。時。に。は。非。退。職。し。て。現。在。に  
 や。い。う。非。退。職。し。て。現。在。に  
 け。に。ば。非。退。職。し。て。現。在。に  
 り。い。う。非。退。職。し。て。現。在。に  
 な。け。り。非。退。職。し。て。現。在。に  
 が。そ。う。い。う。非。退。職。し。て。現。在。に  
 の。給。と。し。た。個。の。本。方。法。は  
 う。は。支。給。者。の。手。と。し。て。お。り。ま。す。が。そ。れ。以。外。の。角。度。に。つ。い。て。

4 番～ 毎年この民間企業に對する影響が大きい。市内に  
 ある所か。と。考。え。て。お。り。ま。す。そ。の。期。未。手。当。に。つ。い。て。お。り。ま。す。が。市。内。に  
 や。お。い。て。支。給。さ。れ。て。お。り。ま。す。の。程。度。支。給。の。期。未。手。当。に。つ。い。て。お。り。ま。す。が。市。内。に  
 あ。る。な。ら。ば。最。高。又。こ。の。3。割。の。期。未。手。当。に。つ。い。て。お。り。ま。す。が。市。内。に  
 明。願。い。ま。す。が。こ。れ。は。政。府。職。員。の。期。未。手。当。に。つ。い。て。お。り。ま。す。が。市。内。に  
 あ。ん。じ。や。な。い。か。と。考。え。て。お。り。ま。す。が。こ。れ。は。政。府。職。員。の。期。未。手。当。に。つ。い。て。お。り。ま。す。が。市。内。に  
 て。も。こ。れ。だ。け。支。給。し。な。け。れ。ば。な。ら。な。い。理。由。が。あ。る。か。ど。う。か。  
 か。そ。れ。に。つ。い。て。御。説。明。願。い。ま。す。

総務課要～ じや私の方から説明申し上げます。只今民間給与との關  
 係がございまして、これは一地方自治体として、その係を  
 ます。あ。く。ま。で。も。こ。れ。は。規。模。の。小。さ。い。一。県。並。み。の。状。態。を  
 等。で。給。与。体。系。に。つ。い。て。の。民。間。給。与。と。の。比。較。を。行。な。さ。れ。て。お。り。ま。す。が。市。内。に  
 が。お。り。ま。す。が。こ。れ。は。政。府。職。員。の。期。未。手。当。に。つ。い。て。お。り。ま。す。が。市。内。に  
 て。は。政。府。等。と。比。較。し。な。か。ら。な。い。と。い。う。こ。と。に。な。り。ま。す。の。同。じ。形。態。の。適。正。な  
 の。對。象。と。し。て。お。り。ま。す。が。こ。れ。は。政。府。職。員。の。期。未。手。当。に。つ。い。て。お。り。ま。す。が。市。内。に



うのがなけりやいけませんので、その時点を示さない限りは、そういう時にこの給与でありますから、そういう支給の方が非常にばく然としてくるというふうなことも考えられまして、是非時点としては必要だと、只今御質問のその日現在以前に退職した者に対する何は当然それは手当ということじやなしに別個の性質の与えるべきものとして必要があるならば検討すべきじやないかと思っております。その方法として現在本市における条例では、退職給与金とかそういうふうな方法で支給されておりますが、それ以外の角度についてはまだ検討されておられません。

4 番～毎年こういつた様な手当は上昇しておりますが、市内にある所のこの民間企業に対する影響が大きく及ぼすんじゃないかと考えております。そこで今市内の民間企業において支給されておる所のこの期末手当について調べてあるならば、最高がどの程度支給されておると1つ御説明願います。尚又この3割という年間期末手当の額であります。これは政府職員の期末手当よりずっと高いんじゃないかと考えておりますが、これについてどうしてもこれだけ支給しなければならぬ理由があるかどうか。それについて御説明願います。

総務課長～じや私の方から説明申し上げます。只今民間給与との関係がございまして、これは一地方自治体として、そこまで民間給与と比較してその市町村自治体の給与体系を決めるということは、まだ早いんじゃないかと思っております。あくまでもこれは規模の小さい一県並みの状態であります。琉球全体として、そういう面は人事委員会等で給与体系についての民間給与との比較そういう検討がなされて、毎年の人事委員会からの給与勧告がなされております。そういうふうな勧告がなされておるということは絶対的なそういうふうな民間給与との検討がなされたということになりますので、市町村の自治体においては政府とか或はそういう同じ形態の状況、他の地方自治体等と比較するのが一番適当な適正ないわゆる検討の対象じやないかということでも市内の民間業者の資料を







取つたこともございません。又現時点において、比較をしたこともございません。それともう一点の350の高い安いの問題でありますが、この方は現在の今先申し上げました比較検討の対象というふうな、などからいたしますと、もち論中部においては最高のグループにはなっております。そして最高のグループが5ヶ市村が350のグループになっております。それで5ヶ市村もそういうふうな最高グループにありますので、さして高いものではないというふうに感じております。

- 3 番～この条例によりますと、いずれも以内という言葉を使っておりますが、労組との団交によつて、これ以上の獲得をした場合にですね。この条例とどういふ様な関係が生じて来るか。

総務課長～そういう場合にはこの条例とは関係ございません。あくまでも次の時点における条例改正が前提になつて来る訳であります。

- 3 番～条例の改正を前もつてせんで団交して、それだけ認めるという万一執行部がそういう約束をした場合には条例の違反と認めていいか、それとも条例改正をあくまでも前提として進めるべきであるか。その点の見解が必要だと思つておりますが。

総務課長～団交による何は、条例に基く範囲内で、この当然行なわれるべきであります。それ以上の額の団交によつて妥結したという場合には、その給与者である市長の次の段階の施策ということにしかならないと思つております。実際それが法的に適用されるかどうかはあくまでも次の条例改正を待つて実施をされると、この一例が政府の方でも去年の期末手当が増額団交が決定しまして、それが4月今回の定例立法院議会で給与法が改正されて、さかのぼつて支給したというふうな事例がございますが、しかし法的にはその団交は法的効力はまだ殆どないと、しかし為政者としてのいわゆる次の施策を打ち出す1つの法



的義務じゃないと思いますが、為政者としての義務にはなると思います。

16番～この一部改正案件につきまして、給与といった面について、給与とか沢山あると思いますけれども、まだ条例の条文の中には前のピー円的な数字が沢山あります。こういつた面では何故期未手当だけの条文だけを改正されたのか、それから現在の給与の支給状況については以内という数字がありますけれども、この期未手当だけは毎年度において最高額を支給されておるといつた面についての御説明をお願いします。

総務課長～今の第1点の条例のピー円的な時代の条文があるというふうな御質問ですが、その点については、これは早急に改正しなければいけないと思っております。それからこの期未手当の以内になつておるが、この部分については毎年度その条例の枠最高が支給されているということでは以内という字くは、これは必要じゃないというふうなこともなるとも思いますけれども、この条例枠の最高に未まじたのが64会計年度からであります。それでそれ以前は枠の範囲内の250とか270、そして64会計年度から最高に到達しております。

議長～19番議員の出席を報告します。

16番～あと1件、外の関係については改正ございませんが、予算との面についての均こうはなされておりますか。予算内であるかどうか、条例の枠内であるかどうか、給与でもよろしいし、期未手当でも宿日直手当でも。

総務課長～他の給与についても条例の枠内にあるかという御質問ですか。(はいそうであります。)

4番～先程民間企業に及ぼす影響の面でお伺いしましたが、私が知る範囲において今市内におけるこの支給されている最高が大体24～25割程度だと、そういうふうにい



的義務じゃないと思いますが、為政者としての義務にはなると思います。

16番～この一部改正案件につきまして、給与といつた面について、給与とか沢山あると思いますけれども、まだ条例の条文の中には前のじー円的な数字が沢山あります。こういつた面で何故期末手当だけの条文だけを改正されたのか。それから現在の給与の支給状況について以内という数字がありますけれども、この期末手当だけは毎年度において最高額を支給されておるといつた面についての御説明をお願いします。

総務課長～今の第1点の条例のじー円的な時代の条文があるというふうな御質問ですが、その点については、これは早急に改正しなければいけないと思っております。それからこの期末手当の以内になつておるが、この部分については毎年度その条例の枠最高が支給されているということは以内という字くは、これは必要じゃないというふうなことにもなると思いますけれども、この条例枠の最高に来ましたのが64会計年度からであります。それでそれ以前は枠の範囲内の250とか270。そして64会計年度から最高に到達しております。

議長～19番議員の出席を報告します。

16番～あと1件、外の関係については改正ございませんが、予算との面についての均こうはなされておりますか。予算内であるかどうか。条例の枠内であるかどうか。給与でもよろしいし、期末手当でも宿日直手当でも。

総務課長～他の給与についても条例の枠内にあるかという御質問ですか。(はいそうであります。)

4番～先程民間企業に及ぼす影響の面でお伺いしましたが、私が知る範囲において今市内におけるこの支給されている最高が大体24～25割程度だと、こういうふうについて



ております。役所の職員の待ぐらう或はその外の手当の面の改善をするということは、別に異議はございせんがしかし市内における民間企業に及ぼす影響を考えた場合に、それによつてこの企業自体がおびやかされるんだという事になると、それは大きな問題だと思つております。そういつた様な見地に立つた場合に、ある程度周囲の状況とも比喩対象して、本市においては別に人事委員会の勧告がどうであるがとか、いつた様な問題じやなくしてある程度民間企業とのつり合いも取つて行くんだといつた様な考え方で進めて行かなかちや色々の面で非常にこう影響をするんだというふうに心配しておりますが、これについて決して個々の企業体に対する影響はないという考えに立つておられるかどうか。或は又これによつて民間企業に及ぼす或は影響が全然ないといつた様な考え方に立つておられるのか、その点について見解をお伺いします。

市長～只今の質問は民間企業には影響すると思ふか、しないと  
思ふかということですが、大いに影響すると思ひます。それから先き課長からもお話しありました様に政府のこ  
ういう給与については、民間企業の方にこう入れられてその資料が  
出来又先き4番さんがいわれた様に政府の給与もこちらは参考にし、  
又市町村とのつり合いもよく、参考にして作られておりますので、要  
するに全疏の今日の経済においては、それだけの給与が必要である  
という所で提案いたしてありますので、それは延長するとすれば、  
他が上れば自然市内の民間業者もそれに依じて上げるのが、又  
あたりまえでありますので、影響をするから、ここだけそのままお  
く訳にやいかないんじやないかという見解であります。

議長～外に質疑がなければ打切りたいと思ひますが御異議ござ  
いませぬか。

(異議なしと呼ぶ)



ております。役所の職員の待ぐう或はその外の手当の面の改善をするということは、別に異議はございませませんがしかし市内における民間企業に及ぼす影響を考えた場合に、それによつてこの企業自体がおびやかされるんだということになると、それは大きな問題だと思つております。そういつた様な見地に立つた場合にある程度周囲の状況とも比格対象して、本市においては別に人事委員会の勧告がどうであるがとか。いつた様な問題じやなくしてある程度民間企業とのつり合いも取つて行くんだといつた様な考え方で進めて行かなくちや色々な面で非常にこう影響をするんだというふうに心配しておりますが、これについて決して個々の企業体に対する影響はないという考えに立つておられるかどうか。或は又これによつて民間企業に及ぼす或は影響が全然ないといつた様な考え方に立つておられるのか、その点について見解をお伺いします。

市長～只今の質問は民間企業には影響すると思ふか、しないと  
思ふかということですが、大いに影響すると思ひます。それから先き課長からもお話しありました様に政府のこういう給与については、民間企業の方にこう入れられてその資料が出来又先き4番さんがいわれた様に政府の給与もこちらは参考にし、又市町村とのつり合いもよく、参考にして作られておりますので、要するに全琉の今日の経済においては、それだけの給与が必要であるという所で提案いたしてありますので、それは延長するとすれば、他が上れば自然市内の民間企業者もそれに応じて上げるのが、又あたりまえでありますので、影響をするから、ここだけそのままおく訳にやいかないんじやないかという見解であります。

議長～外に質疑がなければ打切りたいと思ひますが御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)



議 長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打切る  
るとにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第11号、宜野湾市報關及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、議案第11号、宜野湾市報關及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、  
原案通り可決決定いたします。

議 長～次は議案第12号、宜野湾市メ上水道給水条例の一部を  
改正する条例についてを議題といたしますが、  
本案は質疑の段階において継続審議になつておりました  
ので引続質疑を求めます。

16番～提案理由にもございますけれども、現在の状態がどうい  
う状態にあるか、それからこういうふうに料金を値下げ  
した場合の運営それから、そういうふうな公益企業をや  
っている所の料金、その関係とかといった面について御  
説明願いたいと思います。

水道課長～御説明申し上げます。只今の事業の経営状態でございま  
すが、予算案の資料の損益計算書からの65年度の予定  
として提出してあります。あれから見ますと約41,000\$  
の純利益が出て来る様になつております。今度の条例改



議 長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか：

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第11号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、議案第11号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案通り可決決定いたします。

議 長～次は議案第12号、宜野湾市水上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので引続質疑を求めます。

16番～提案理由にもございますけれども、現在の状態がどうい  
う状態にあるか、それからこういうふうに料金を値下げ  
した場合の運営それからそういうふうな公益企業をや  
つている所の料金。その関係とかといった面について御  
説明願いたいと思います。

水道課長～御説明申し上げます。只今の事業の経営状態でございま  
すが、予算案の資料の損益計算書からの65年度の予定  
として提出してあります。あれから見ますと約41,000\$  
の純利益が出て来る様になつております。今度の条例改



議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議決に付します。

議 長～では議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第3、議案第11号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので、引続質疑を願います。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時3分)

議 長～再開いたします。(午前11時19分)

議 長～本案に対する質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)



議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議決に付します。

議 長～では議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がございませんので、議案第10号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定いたします。

議 長～日程第3、議案第11号、宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので、引続質疑を願います。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時3分)

議 長～再開いたします。(午前11時19分)

議 長～本案に対する質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)



正66年条例改正して料金値下げをした場合66年度の  
の予定損益計算書を資料として提出してありますので  
そこを御覧になれば事業の値下げをしてもどれだけの  
利益が上ってくるかということが明白になつて来るん  
じやないかと思ひます。尚各市町村との料金の差も添  
付してありますので、一応御参考に見てもらいたいと  
思つています。

16番～はい分りました。

19番～趣旨は大変結構でございますけれども、水道事業が始  
まりましてわずかの年限でございませう、大山地区、或  
は真志喜、大謝名一帯の幹線を改良を講ずるか、或は  
又5号線周域、かつ又野だけ前すじ原、あたりの都市  
計画が現在やられておりますけれども、果して値下げ  
することによつて、そのういつた改良事業又新設事業  
そのものが、値下げすることによつて支障はないかど  
うか、この点について。

水道課長～当然或は区画整理事業が完備した後は、もち論改良  
或は新設が沢山出て来るんじやないかと予想されます  
が、別紙の損益計算書からも出ております通り、6  
6年度の予定として約37,000\$が純利益として見込  
まれ、現在までも約3万から4万程度の毎年度の純利  
益が出ておりますので、栓数も5,000栓以上増加して  
いるし、今後の事業の推進に対しては、別に支障はな  
いんじやないかところ考えます。尚新規事業に対して  
は起債その他の何が必要になつて来るものと思われ  
ます。

19番～大山がパイプが小さくて水圧が非常に弱いといつた様  
な話をみみにしたことがあります。そういつた面は  
改修されているかどうか。

水道課長～まだ改修はされておられません。出来ましたら66  
会計年度でやろうとは思つておりますが、区画整理事



正66年条例改正して料金値下げをした場合66年度の予定損益計算書を資料として提出してありますのでそこを御覧になれば事業の値下げをしてもどれだけの利益が上ってくるかということが明白になつて来るんじゃないかと思ひます。尚各市町村との料金の表も添付してありますので、一応御参考に見てもらいたいと思つています。

16番～はい分りました。

19番～趣旨は大変結構でございますけれども、水道事業が始まりましてわずかの年限でございます。大山地区。或は真志喜、大謝名一帯の幹線を改良を講ずるか、或は又5号線周域、かつ又野だけ前すじ原、あたりの都市計画が現在やられておりますけれども、果して値下げすることによつて、そゆいつた改良事業又新設事業そのものが、値下げすることによつて支障はないかどうか。この点について。

水道課長～当然或は区画整理事業が完備した後は、もち論改良或は新設が沢山出て来るんじゃないかと予想されますが、別紙の損益計算書からも出ております通り、66年度の予算定として約37,000\$が純利益として見込まれ、現在までも約3万から4万程度の毎年度の純利益が出ておりますので、栓数も5,000栓以上増加しているし、今後の事業の推進に対しては、別に支障はないんじゃないかところ考えます。尚新規事業に対しては起債その他の何が必要になつて来るものとは思われます。

19番～大山がパイプが小さくて水圧が非常に弱いといつた様な話をみみにしたことがあります。そういつた面は改修されているかどうか。

水道課長～まだ改修はされておりません。出来ましたら66第会計年度でやろうとは思つておりますが、区画整理事



業やらの問題もありますし、一応その用途がついてから  
どうということははつきりしたいとやまを思っております。

- 3 番～今家てい用につきましては、8立方メートルを主体にしており  
ますが、今までの現在までの大体8立方メートルを基準にして  
それを超過した部分と、それ以内の部分の多テージでも  
分つておりましたら、8立方メートル以内を使うのは全戸数の  
何多であるかですね、その点に分つておりましたら、お  
知らせ願いたいと思います。

水道課長～後で調べてから、すぐ出来ますから。

- 3 番～もう一つ、先程19番からもありましたが、現在仮工事  
をしている所の地帯においては、毎月相当の漏水、この  
パイプの仮工事であるために、漏水をやつて、大謝名一  
帯でも私毎日5～6件の漏水箇所の報告はしております  
が、ずつとまわつて見てですね、その場合に只直してよ  
く日からすぐ又漏水している部分も相当ある様な感じ  
ですが、そのこの方の本工事を何時にするかですね、その  
点の計画でもありましたらお伺いしたいと思つており  
ます。

水道課長～現在施設をなされている所で大山、それから宇地泊の  
一部分等が仮設工事になつておりますが、当地域は区画  
一整理事業が早目になる地帯でありますので、大山の場合  
はまだ確定してはおりませんが、大山の場合にしまして  
一応水道課としましては、66年度にやりたいという様  
な計画の下に現在まで進めて来ております。しかし区画  
整理事業との何もありますので、はつきり何年度にや  
るという様なことは、はつきり申し上げられません。

- 3 番～只今の御答弁は、この案件よりちよつとはずれておりま  
すが、関連がありますので、続けたいと思つて  
区画整理事業との関連があると申されますが、しかし、



業やらの問題もありますし、一応その目途がついてから  
どうということははつきりしたいとやまをば思つてお  
ります。

- 3 番～今家てい用につきましては、8 立方メートルを主体にしており  
ますが、今までの現在までの大体8 立方メートルを基準にして  
それを超過した部分と、それ以内の部分の％テージでも  
分つておりましたら、8 立方メートル以内を使うのは全戸数の  
何％であるかですね。その点に分つておりましたら、お  
知らせ願いたいと思います。

水道課長～後で調べてから、すぐ出来ますから。

- 3 番～もう一つ、先程19 番からもありましたが、現在仮工事  
をしている所の地帯においては、毎月相当の漏水。この  
パイプの仮工事であるために、漏水をやつて、大謝名一  
帯でも私毎日5～6 件の漏水箇所の報告はしております  
が、ずつとまわつて見てですね。その場合に只直してよ  
く日からすぐ又漏水している部分も相当ある様な感じ  
ですが、そこの方の本工事を何時にするかですね。その  
点の計画でもありましたらお伺いしたいと思つており  
ます。

水道課長～現在施設をなされている所で大山。それから宇地泊の  
一部分等が仮設工事になつておりますが、当地域は区画  
整理事業が早目になる地域でありますので、大山の場  
合はまだ確定しておりませんが、大山の場合にしましても  
一応水道課としましては、66 年度にやりたいという様  
な計画の下に現在まで進めて来ております。しかし区画  
整理事業との何もありますので、はつきり何年度にやる  
という様なことは、はつきり申し上げられません。

- 3 番～只今の御答弁は、この案件よりちよつとはずれており  
ますが、関連がありますので、続けたいと思つて  
区画整理事業との関連があると申されますが、しかし、



建設課当局は区画整理の方は一応住民地帯の方は計画にしてい将来そこは手をつけたいと、一気にやるといふ訳じやなくて、そうい様な御計画の様ぞあるんですが、そうなつた場合には後住民地帯の区画整理の着手といふのは後相当の期間が要すると思ふんですがその時点まで待つお考えであるかですね。

水道課長～もちろん10ヶ年もという様な何になつて来ると、これは待てない問題だと思つております。2～3ヶ年で区画整理事業が完成する見込みのある所においては新規施設はやらないでありますが、長年にわたつて区画整理事業が出来ないと予想される地域においては早目に改善して行きたいと思つております。

議長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議長～再開いたします。(午前11時31分)

3番～私のいわんとする所はですね、この条例改正によつて相当の利純が減る訳ですね。しかし今まではそれによつて大体の改修作業なんかは工事なんかやつておつたんですが、それを引下げることによつて、そういう部分の工事が遅れないかという様な懸念もあるし、先程はその面は起債をしてでもという様な答弁であつたんですが、従来の方でやつたらその余乗金で部分的にもそういう施設をやつたということでありまして、区画整理事業というのと、それと住民地帯の着工の時期というのは相当遅れるという様な見解を持つておる訳ですが、区画整理事業着手においても、その部分約のそこにおいて今現在たえず車も通つてあつた改修しなけりやいかん所においては早急にやるべきじやないかと、又そうなればそういう利純の今まで41,000のあれがあつたのを今度値下げによつて、相当の減収になる訳であります。そういう面では影響はないかどうかという意味であります。



建設課当局は区画整理の方は一応住民地帯の方は計画にしている将来そこは手をつけたいと、一気にやるという訳じやなくて、そういう様な御計画の様であるんですが、そうなつた場合には後住民地帯の区画整理の着手というのは後相当の期間が要すると思うんですがその時点まで待つお考えであるかですね。

水道課長～もちろん10ヶ年もという様な何になつて来ると、これは待てない問題だと思つております。2～3ヶ年で区画整理事業が完成する見込みのある所においては新規施設はやらない積りでありますが、長年にわたつて区画整理事業が出来ないと予想される地域においては早目に改善して行きたいと思つております。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時30分)

議 長～再開いたします。(午前11時31分)

3 番～私のいわんとする所はですね、この条例改正によつて相当の利純が減る訳ですね。しかし今まではそれによつて大体の改修作業なんかは工事なんかやつておつたんですが、それを引下げることによつて、そういう部分の工事が遅れないかという様な懸念もあるし、先程はその面は起債をしてでもという様な答弁であつたんですが、従来の方法でやつたらその余乗金で部分的にもそういう施設をやつたということでありまして、区画整理事業ということと、それと住民地帯の着工の時期というのは相当遅れるという様な見解を持つておる訳ですが、区画整理事業着手においても、その部分的のそこにおいて今現在たえず車も通つてあ々い改修しなけりやいかん所においては早急にやるべきじやないかと、又そうなればそういう利純の今まで41,000\$のあれがあつたのを今度値下げによつて、相当の減収になる訳であります。そういう面で影響はないかどうかという意味であります。



水道課長～維持管理面においては、従来通り以上にでもやつていけるんじゃないかと、こう思っております。  
今度の料金改正によりまして、約年間減収として9,000\$位いの減収になりますが、又利益もそれなりに栓数の増加によりまして約40,000\$、37,000\$いくらかの純利益が見込まれますので、別に維持管理においては支障をきたさないものと思います。

15番～水道の値下げというのは非常に結構なことですが、いわゆる8立方メートルという基準そのもの、そういったものを5立方メートル位に持つていけないかどうか、そういったものは検討なされたことはありませんか。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時37分)

水道課長～別にまだそういった検討はしておりません。各市町村とも8立方メートルを基準としておりますので、当市はそのままの方がいいんじゃないかところ考えております。

15番～いわゆる何といいますか、そういったものをですね、8立方メートルまでは使えないといった様な、そういったものは具体的にキヤツチしてありますか。

水道課長～はい調べたらすぐ分ります。しかし参考までに申し上げますが、宜野湾の場合の平均使用数量は大体19立方から20立方です。

15番～いやあれですよ、家でい用ですよ。

水道課長～家でい用です。

15番～そんなに低いですか。



水道課長～維持管理面においては、従来通り以上にでもやつていけるんじゃないかと、こう思っております。  
今度の料金改正によりまして、約年間減収として9,000\$位いの減収になりますが、又利益もそれなりに栓数の増加によりまして約40,000\$、37,000\$いくらかの純利益が見込まれますので、別に維持管理においては支障をきたさないものと思えます。

15番～水道の値下げというのは非常に結構なことですが、いわゆる8立方メートルという基準そのもの、そういったものを5立方メートル位に持つていけないかどうか。そういったものは検討なされたことはありませんか。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時37分)

水道課長～別にまだそういった検討はしておりません。各市町村とも8立方メートルを基準としておりますので、当市はそのままの方がいいんじゃないかところ考えております

15番～いわゆる何といいますか、そういったものをですね。8立方メートルまでは使えないといった様な、そういったものは具体的にキヤツチしてありますか。

水道課長～はい調べたらすぐ分ります。しかし参考までに申し上げますが、宜野湾の場合の平均使用数量は大体19立方から20立方です。

15番～いやあれですよ。家てい用ですよ。

水道課長～家てい用です。

15番～そんなに低いですか。



水道課長～民間のごく少ない所が3立方以下の微々たるものじやないかと思っております。

15番～後でよろしいですけれども、そのパーセントを嵐して下さい。(はい)

5番～1点だけお聞きします。この料金を嵐来るだけ安くすることは提案理由にもうたわれてあります様に、非常に結構なことであります。そこで漏れている水を漏らさない様にするための、いわゆる対策も当局では講じていると思いますが、真志喜とか、水が漏れているからというふうな通知を受けたことがありますか。

水道課長～あります。再三あります。

5番～何回ありますか。

水道課長～回数は覚えておりませんが、再三あります。

5番～再三、それに対して何か具体的に取られた行動があれば、説明をお願いします。

水道課長～修理はなるべく早目に行っております。

5番～そうすると、ちゃんと場所を指定指して、要請があるからというふうな通知を受けている人だが、その場所は現在どうなっておりますか。いわゆるなおつていますか。

水道課長～なおされているものと思っております。放置されたのは1ヶ所もないと思っております。

5番～2週間位前かと思いますが、ある区の役員会でぐう然にそういう話しが嵐た訳です。そこでそれじやちやんとそれは直接水道課に連絡してもいいし、或は又自



水道課長～民間のごく少ない所が8立方以下の徴々たるものじやないかと思つております。

15番～後でよろしいですけれども、そのパーセンテージを出して下さい。(はい)

5番～1点だけお聞きします。この料金を出来るだけ安くすることは提案理由にもうたわれてあります様に、非常に結構なことであります。そこで漏れている水を漏らさない様にするための、いわゆる対策も当局では講じていると思いますが、真志喜とか、水が漏れているからというふうな通知を受けたことがありますか。

水道課長～あります。再三あります。

5番～何回ありますか。

水道課長～回数覚えておりませんが、再三あります。

5番～再三、それに対して何か具体的に取られた行動があれば、説明をお願いします。

水道課長～修理はなるべく早目に行つております。

5番～そうすると、ちゃんと場所を指定摘して、要請があるからというふうな通知を受けている人だが、その場所は現在どうなつていますか。いわゆるなおつていますか。

水道課長～なおされているものと思つております。放置されたのは1ヶ所もないと思つております。

5番～2週間位前かと思いますが、ある区の役員会でぐう然にそういう話しが出た訳です。そこでそれじやちやんとそれは直接水道課に連絡してもいいし、或は又自



治会長を差してでもいいから、そういう場合には即座にすぐ連絡してもらわんと宜野湾市そのものの損害だからというふうなことを私から一応私の考え方として話しました所連絡したんだが、一向市当局は来ないといつた様なそういうふうに私は聞いたんですが、実際どちらがほんとうですか、それは両方のいい分を聞かないと私は私のいい分が分らんもんですから、

水道課長～私としては、水道課の方としては一応連絡を受けた場合には、すぐその処置をする前に一応は修繕日程に書き込んで、その日に出来ないにしても、よく日或はその処置を講じて、1日にこれは修繕というのには、必ずしも1ヶ所でもなくして、これ2～3ヶ所起る場合もあるし、たまたま日曜あ、そんな場合には、日曜の分まで出て来るといふ様な何んぞ3名が付きりて修理に毎日まわっておりますが、たまたま間に合せて1日遅くれる或は1日半遅れる場合も多々あるものと思っております。

5 番～そういつた様ないわゆるやぶむを得ない事情のためには遅れたといつた様な状態でもなくして、1回や2回じてやなくて、とにかく再三連絡するんだが、依然としてなおされないままであるといつた様な話を私は聞いておる訳です。そこで課長が云われた様に日曜とか、その他外にもそういう沢山やらないとかいつた様な場所があつて、いわゆる手が足らないとかいつた様な理由は別として、1週間も、10日も或は1ヶ月以上放つたらかしてあるといつた様なことがあれば、これは当局としても考えなくちやいかな問題だと思いまして、私は今聞いてる訳です。そこで1週間前位いぞすから、2ヶ所あるらしいぞす、1つもう1回裏志喜からそういうふうな連絡があつた場所を直接本人なり、或は部下をして再検討されたいと思つたままだつたら期座に1つなおりますか。



治会長を通してでもいいから、そういう場合には即座にすぐ連絡してもらわんと宜野湾市そのものの損害だからというふうなことを私から一応私の考え方として話しました所連絡したんだが、一向市当局は来ないといつた様なそういうふうに私は聞いたんですが、実際どちらがほんとうですか。それは両方のいい分を聞かないと私は私のいい分が分らんもんですから、

水道課長～私としては、水道課の方としては一応連絡を受けた場合には、すぐその処置をする前に一応は修繕日報に書き込んで、その日に出来ないにしても、よく日或はその処置を講じて、1日にこれは修繕というのには、必ずしも1ヶ所でもなくして、これ2～3ヶ所起る場合もあるし、たまたま日曜あそんだ場合には、日曜の分まで出て来るといふ様な何んで3名が付きりて修理に毎日まわっておりますが、たまたま間に合わんで1日遅くれる或は1日半遅れる場合も多々あるものと思っております。

5 番～そういつた様ないわゆるやゑむを得ない事情のために遅れたといつた様な状態でなくして、1回や2回じやなくて、とにかく再三連絡するんだが、依然としてなおされないままであるといつた様な話しを私は聞いておる訳です。そこで課長が云われた様に日曜とか、その他外にもそういう沢山やらないちやいかん工事場所があつて、いわゆる手が足りないとかといつた様な理由は別として、1週間も、10日も或は1ヶ月以上も放つたらかしてあるといつた様なことがあれば、これは当局としても考えなくちやいかない問題だと思ひまして、私は今聞いている訳です。そこでつい1週間前位いのですから、2ヶ所あるらしいです。1つもう1回真志喜からそういうふうな連絡があつた場所を直接本人なり、或は部下をして再検討されてまだだつたら即座に1つなおしてもらいたいんですが出来ますか。



水道課長～はい，調べて早速修理をいたします。

5 番～はい

4 番～家てい用と営業用の区別がありますが，これのこの定義をめぐりについて，はつきりさせて頂きたいと思えます。

水道課長～定義については良く私知っておりませんが，条例にあるのをそのまま適用しております。

4 番～ということは，この条例でいう営業用というのは，どういった様なものがありますか。

水道課長～それは条例の規程則の124-3です。第4章給水料の用途の種類。

議長～暫休憩いたします。（午前11時40分）



水道課長～はい，調べて早速修理をいたします。

5 番～はい

4 番～家てい用と営業用の区別であります，これのこの定  
義で定めについて，はつきりさせて頂きたいと思いま  
す。

水道課長～定義については良く私知っておりませんが，条例に  
あるのをそのまま適用しております。

4 番～ということは，この条例でいう営業用というのは，ど  
ういふつた様なものがありますか。

水道課長～それは条例の規定則の124-3です。第4章給水  
料の用途の種類。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時40分）



議 長～再開致します。(午前11時55分)

議 長～外に質疑がない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がありませんので質疑を終り討論を行います。

議 長～討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。  
議案第12号、直野橋市上水道給水条例の一部を改正する  
条例についてを表決に付します。

議 長～原案通り可決することに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がありませんので全会一致で可決決定致します。

議 長～次議案第13号、直野橋市財産の取得管理及び処分に関する  
条例の一部を改正する条例については継続審議中の議案  
でありますので本日再上致します。

議 長～質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時56分)

議 長～再開致します。(午前11時57分)

午前中の全日程が終了致しましたのでこれを持ちまして午  
前中の日程を終ります。尚午後は2時から再開致します。



議 長～再開致します。(午前11時55分)

議 長～外に質疑がない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がありませんので質疑を終り討論を行います。

議 長～討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ありませんので討論を省略し表決に移ります。  
議案第12号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する  
条例についてを表決に付します。

議 長～原案通り可決することに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議がありませんので全会一致で可決決定致します。

議 長～次議案第13号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する  
条例の一部を改正する条例については継続審議中の議案  
でありますので本日再上致します。

議 長～質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時56分)

議 長～再開致します。(午前11時57分)

午前中の全日程が終了致しましたのでこれを持ちまして午前中の日程を終ります。尚午後は2時から再開致します。



議 長～暫休憩致します。(午前11時58分)

議 長～出席14名であります。只今より再開致します。  
(午後2時14分)

議 長～午前に引き続き議案第13号宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例についての質疑を行います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時15分)  
1番議員、15番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します(午後2時55分)  
本案に対する質疑もない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ございませんので質疑を終り討論を行います。

議 長～討論を省略することに御異議ございませんか。

議 長～御異議がないものと認めます。討論を省略して表決に移ります。

議 長～議案第13号、宜野湾市財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議 長～進行致します。議案第14号、1966年度宜野湾市才入才出留定予算については継続審議中ではありますが、本目ことに又上程致します。



議 長～暫休憩致します。(午前11時58分)

議 長～出席14名であります。只今より再開致します。  
(午後2時14分)

議 長～午前に引き続き議案第13号宜野湾市財産の取得管理及び  
処分に関する条例についての質疑を行います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時15分)  
1番議員, 15番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します(午後2時55分)  
本案に対する質疑もない様でありますので質疑を終ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ございませんので質疑を終り討論を行います。

議 長～討論を省略することに御異議ございませんか。

議 長～御異議がないものと認めます。討論を省略して表決に移ります。

議 長～議案第13号, 宜野湾市町村財産の取得管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します  
原案通り可決することに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

議 長～御異議ございませんので原案通り可決決定致します。

議 長～進行致します。議案第14号, 1966年度宜野湾市才入才  
才出暫定予算については継続審議中ではありますが, 本目  
ここに又上程致します。



議長～質疑を行います。

5 番～項目別の質疑に入る前に全体の立場からの質疑をします。予算に関して本予算或は追加更正予算と云ります。その暫定予算なるものの定議並びに当局自体の暫定予算は、どうあるべきであると云うふうな見解をこれについて御説明をお願いいたします。提案者である市長にお願いいたします。

市長～普通の年度の予算と云えば、一年分の予算を出すのが普通の予算で暫定の予算と云うのは、一定の期間内の予算をそれぞれ毎年度の暫定の予算としてその年度全体としての予算ではないと云う見解であります。

5 番～暫定予算が一会計年度全般に関連する予算と比較して今市長の説明された通りであります。更にそれじやそういつた一段られた期間内の予算を計上する場合には、どう云つた才入才出を計上すべきものであるかと云つた様な計上すべき内容についての見解をお願い致します。

市長～暫定の予算と云うのは、一年分の予算として案をねることの出来ない場合に暫定の期間を是非必要な部分を予算として作るのが暫定の予算案の作る本意であります。その場合作る場合には、その期間内における所のどうしても使わなければならぬもの、それからその期間内において取入とする可能なもの、これをバランス取つて間に合ふ様な作るのが普通の予算じやないかと云つておられます。但しどうしても、もう取入で間に合わないと云う義務費があつて間に合わないと云う場合には、場合によつては起債もせよとならん、後でこれが場合は見違しがつくのであれば、場合によつては又赤字になりかねないとも思いますが普通はその期間内における収支が償なえる様に又どうしても意をなげない様な必様な項目を取り上げて予算を組まないと云う思つておられます。

5 番～今の説明の中にどうしても使わなくちやいかないものと云



議長～質疑を行います。

5 番～項目別の質疑に入る前に全体の立場からの質疑をします。予算に関して本予算或は追加更正予算とあります。その暫定予算なるものの定議並びに当局自体の暫定予算は、どうあるべきであると云うような見解それについて御説明をお願いします。提案者である市長をお願いします。

市長～普通の年度の予算と云えば、一ケ年分の予算を出すのが普通の予算で暫定の予算と云うのは、一定の期間内の予算をセモその年暫定の予算としてその年度全体としての予算ではないとこういう見解であります。

5 番～暫定予算が一会計年度全般に関連する予算と比較して今市長の説明された通りであります。更にそれじやそういつた一限られた期間内の予算を計上する場合には、どう云つた才入才出を計上すべきものであるかと云つた様な計上すべき内容についての見解をお願い致します。

市長～暫定の予算と云うのは、一ケ年の予算として案をねることの出来ない場合に暫定の期間を是非必要な部分を予算として作るのが暫定の予算案の作る本意であります。その場合作る場合には、その期間内における所のどうしても使わなければならぬもの、それからその期間内において収入として可能なもの、これをバランス取つて間に合う様に作るのが普通の予算じやないかと思つております。但しどうしても、もう収入で間に合わないと云う義務費があつて間に合わないと云う場合には、場合によつては起債もせにやならん。後でこれが場合は見通しがつくのであれば、場合によつては又赤字になりかねないとも思いますが普通はその期間内における収支が償なえる様に又どうしてもなさねばならない様な必様な項目を取り上げて予算を組まにやならんところ思つています。

5 番～今の説明の中にどうしても使わなくちやいかないものと云



つた様なお言葉がありました。特に才出面についてであります、どうしても使わなくちやいかない様な性質、これが暫定予算の才出に計上すべき、いわゆる予算の組み方、そうであると解しやすくしてよろしいですか、

市長～そうであります、

5 番～はい分かりました、

議長～暫休憩致します、(午後3時00)

議長～再開致します、(午後3時4分)

5 番～表紙を含めて2枚目の最後であります、普通財産収入これは前年度予算で11,787千円になつております、この中の軍用地について軍用地の才入についてこの期別の説明をお願い致します、一括して全部ある時期に入つたのか、或は2~3ヶ所別々に時期を別にして軍用地収入が入つて来たのかその説明をお願いします、

収入役～目にもよるとのは、帳簿見れば分りますが、

5 番～期別でございます、例えば何月頃とか、

収入役～大体軍用地支払の時期が毎年一定の期間ではありませんで、目にもよるはありませんでその年度の軍用地費支払いによつて左右されると思ひます、前年度は8月から9月、8月の末から9月には終つております、現年度はですね、

市長～補足致しますが大體おぼんとか田正前には出されております、従来は多いようであります、

5 番～結局この暫定予算書の前年度と云うのは、本年でないですね、そういう誤になりますね、



つた様なお言葉がありました。特に才出面についてであります。どうしても使わなくちやいかない様な性質これが暫定予算の才出に計上すべき、いわゆる予算の組み方そうであるかと解しやくしてよろしいですか。

市長～そうであります。

5 番～はい分りました。

議長～暫休憩致します。(午後3時00)

議長～再開致します。(午後3時4分)

5 番～表紙を含めて2枚目の最後であります。普通財産収入これは前年度予算で11,787\$になつております。この中の軍用地について軍用地の才入についてこの期別の説明をお願い致します。一括して全部ある時期に入つたのか、或は2～3ヶ所別々に時期を別にして軍用地収入が入つて来たのかその説明をお願いします。

収入役～日にちごとののは、帳簿見れば分りますが、

5 番～期別でございます。例えば何月頃とか、

収入役～大体軍用地支払の時期が毎年一定の期間ではありませんので、日にちではありませんのでその年度の軍用地料支払いによつて左右されると思います。前年度は8月から9月、8月の末から9月には終つております。現年度はですね。

市長～補足致しますが大体おぼんとか旧正前には出されております。従来は多いようであります。

5 番～結局この暫定予算書の前年度と云うのは、本年でないですね。そういう訳になりますね。



収入役～そうであります。

5 番～現年度の軍需地料は、昨年の1964年の8月、9月頃までに全部入った訳ですか。

収入役～はい。

5 番～大体例年もそういうふうになつておりますか、8月9月頃

収入役～大体64年度の場合には、随分遅くれて、3月頃まで年度末まで結局入つておる様な時刻がございます、しかし次年度はおそらく8月か9月頃には支払いがなされるものと思ひます。

5 番～とにかく改訂と云つた様な特別の事情がない限り、例年通り8月9月当りには全額入つて来るもの、こういうふうになつて大体見通しを付けていい訳ですね、はい、分かりました。

議長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議長～再開致します。(午後3時11分)

16番～才入面に非常に心配されますとは、普通税の中の市民税の方、令書発行が9月であるのに一期個人の分、全額見積つて才入の見直しについてお伺いしたいと思います、令書発行が9月一杯と云うことでもありますので当然その後に入つて来る様に予想される訳ですけれども、令書が条例通りに行つても9月一杯に納付してよろしいと云うことになつております、才入にこの市民税の一期分を見積つた場合にそれだけ才入として入るかどうか、その点についての御見解をお願いします。

財政課長～現在は、納期限は1日から31日まで1ヶ月間を見ておりますが、65年度の実績では大体45%から50%がその一ヶ月間の納入成績と云うこととあります、しかし66年



収入役～そうであります。

5 番～現年度の軍用地料は、昨年の1964年の8月、9月頃までに全部入った訳ですか。

収入役～はい。

5 番～大体例年もそういうふうになつておりますか。8月9月頃

収入役～大体64年度の場合には、随分遅くれて、3月頃まで年度末まで結局入つておる様な時刻がございます。しかし次年度はおそらく8月か9月頃には支払いがなされるものと思ひます。

5 番～とにかく改訂と云つた様な特別の事情がない限り、例年通り8月9月当りには全額入つて来るもの、こういうふうになつて大体見通しを付けていい訳ですね、はい、分かりました。

議長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議長～再開致します。(午後3時11分)

16番～才入面に非常に心配されますとは、普通税の中の市民税の方、令書発行が9月であるのに一期個人の分、全額見積つて才入の見透しについてお伺いしたいと思ひます。令書発行が9月一杯と云うことでもありますので当然その後に入つて来る様に予想される訳ですけれども、令書が条例通りに行つても9月一杯に納付してよろしいと云うことになつております。才入にこの市民税の一期分を見積つた場合にそれだけ才入として入るかどうか、その点についての御見解をお願い致します。

財政課長～現在は、納期限は1日から31日まで1ヶ月間を見ておりますが、65年度の実績では大体45%から50%がその一ヶ月間の納入成績と云うことでありま、しかし66年



度は80%の成績まで引き上げたいと、それだけの才入確保をやりたいと云うことで予算に計上してあります。

議長～暫休憩致します。(午後3時14分)

議長～再開致します。(午後3時16分)  
次は才出面の質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後3時17分)

議長～再開致します。(午後3時18分)

5番～総務課長にお伺いします、役所費2項役所費これの1項5日の交際費についてお伺いします。前年度予算は1,800\$になつておりますから、1ヶ月当り大体150ドルと云うことになつております。全年通り組めば150ドルになりますがこの暫定予算に500ドル組んだのは、前年度予算において交際費がきゆうくつであつたと、そういうふうに感じられたからと云うふうを増額してあると意は思いますが、そのへんについて御説明を願います。

総務課長～御説明申し上げます、交際費の現年度の計上は一応1,800ドル内訳しまして、1,200とそれから500に色分けされておつたと思ひますが、この1,800の内1,200は市長交際費それから500は市交際費と云うふうに分額されておりますが、只今度の例は500にしまして、そうすると3ヶ月ですから、年度の4分の1と云うことになつて、4倍すると結果2,000ドルと云うふうにして総額では、追加増額された結果になると思ふんですが、この方は増額すると云う意味ではなしに、前年度はきゆうくつだつたと云うことではなしにこの8月、9月をわゆる新年度予算の編成と云うふうな本市の特殊な状況において、その時期において相当交際の本必要性があるんじゃないかと云うふうなことから、これは年間を通しての4分の1と云うことになしに、暫期的に増もつとも交際の額の必要とする時期であると云うふうな



度は80%の成績まで引き上げたいと、それだけの才入確保をやりたいと云うことで予算に計上してあります。

議 長～暫休憩致します。(午後3時14分)

議 長～再開致します。(午後3時16分)  
次は才出面の質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時17分)

議 長～再開致します。(午後3時18分)

5 番～総務課長にお伺いします。役所費2頃役所費これの1頃5目の交際費についてお伺いします。前年度予算は1,800\$になつておりますから、1ヶ月当り大体150ドルと云うこととなります。全年通り組めば150ドルとなりますがこの暫定予算に500ドル組んだのは、前年度予算において交際費がきゆうくつであつたと、そういうふう感じられたからこう云うふう増額してあると私は思いますが、そのへんについて御説明を願います。

総務課長～御説明申し上げます。交際費の現年度の計上は一応1,800ドル内訳しまして、1,200とそれから500に色分けされておつたと思ひますが、この1,800の内1,200は市長交際費それから500は市交際費と云うふうに分類されておりますが、只今回の何は500にしまして、そうすると3ヶ月ですから、年間の4分の1と云うことになつて、4倍すると2,000ドルと云うふうにして総額では、追加増額された結果になると思ひますが、この方は増額すると云う意味ではなしに、前年度はきゆうくつだつたと云うことではなしにこの8月、9月いわゆる新年度予算の編成そう云うふうな本市の特殊な状況において、その時期において相当交際の必要性があるんじゃないかと云うふうなことから、これは年間を通しての4分の1と云うことじやなしに、時期的にもつとも交際の額の必要とする時期であると云うふうな意



味からの計上でございます。

- 5 番～そうしますと前年度においての一年度を通してのこの交際費の使途これは4分の1に相当する頭初の時期、年々勿論始めの頭初の時期ですね、この時期がやはり後の4分の3時期に比較して使う割合は多いと云う意味ですか、実績においてもそうなっていますか。

総務課長～そうであります。7月、8月頃とそれから政府の予算の何が12月前後でございますが、12月から1～2月頃このへんが時期的には多いと云うことになっております。

- 5 番～私がお聞きしているのは、7、8、9の3ヶ月と、10、11、12の3ヶ月以下そういうふうに3ヶ月ごとに区分けした場合には1番最初のいわゆる年度頭初の3ヶ月間が非常に交際費を使う割合は多いんですか、これが私の質問です。

総務課長～わり方多い方になります。

議長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議長～再開致します。(午後3時25分)

- 1 番～都市計画費の中の道路橋費ですね、42,500ドル計上されておりますが、これの内訳御説明願います。

建設課長～この42,500ドルと申しますのは、今普天閣の方に区画整理を予定しておりますが、新城一帯のこの地域の区画整理の総経費の内20%が市負担で後の80%が政府の補助金になつております。

- 1 番～これは9月までに着工の運びになる訳でございますか。

建設課長～政府の方の話し合いによりまして、大体この日本政府



味からの計上でございます。

- 5 番～そうしますと前年度においての一年度を通してのこの交際費の使途これは4分の1に相当する頭初の時期、年次初度始めの頭初の時期ですね、この時期がやはり後の4分の3時期に比較して使う割合は多いと云う意味ですか。実績においてもそうなっていますか。

総務課長～そうであります。7月、8月頃とそれから政府の予算の何が12月前後でございますが、12月から1～2月頃このへんが時期的には多いと云うことになっております。

- 5 番～私がお聞きしているのは、7、8、9の3ヶ月と、10.11.12の3ヶ月以下そういうふうに3ヶ月ごとに区分けした場合には1番最初のいわゆる年度頭初の3ヶ月間が非常に交際費を使う割合は多いんですか。これが私の質問です。

総務課長～わり方多い方になります。

議長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議長～再開致します。(午後3時25分)

- 1 番～都市計画費の中の道路橋費ですね、42,500ドル計上されておりますが、これの内訳御説明願います。

建設課長～この42,500ドルと申しますのは、今普天間の方に区画整理を予定しておりますが、新城一帯のこの地域の区画整理の総経費の内20%が市負担で後の80%が政府の補助金になつております。

- 1 番～これは9月までに着工の運びになる訳でございますか。

建設課長～政府の方の話し合いによりまして、大体この日本政府



との話し合いによつて、早くなる可能性があると云うことと  
で再三その準備を進められている訳であります、おそらく  
8月9月頃よりその指合の準備が来るんじゃないかと云う  
ふうに考えております。

- 5 番～4款について質問致します、土木費であります、4款2項  
1日都市計画費の調査費であります、この中に8箇報償費  
都市計画都市調査謝礼金として500ドル組まれておりま  
すが、これを詳しく御説明を願います、これだけじゃ皆目  
象をつかむ様で分りませんから、これがどうしてこの3ヶ  
月間で是非必要であると云う立場からの説明をお願い致し  
ます、

建設課長～昨日御説明しました様にこれは主として都市計画事業の  
埋立について現在東本の方の業者とも話し合いを進めてお  
りますが、そのことにつままして、この調査が突進され  
場合においてはどうしてもかなりの謝礼が必要だと  
云う訳で我々の方と致しましては2名の約1ヶ月位を見  
込んでおります、それでそのためにはどうしても500ドル  
と云ふ程の費用は出るんじゃないかと云うふうに思  
込んでいる訳であります。

- 5 番～埋立事業に関しましては、宮野湾都市計画のマスタープランと  
して既に法定認可になつております、従つて計画はすべて  
埋立点においては完了しております、後は突進に移す段  
であります、この500ドルは、突進に移すその以後の開  
題でありますか、それとも更に「開れ右」して又計画と  
う開題と関連するんですか、そのへんを一つ区別を  
御説明願います。

建設課長～一応埋立の申請については、諸定の組織に従いまして、  
政府の方に出してあります、所が政府の方の申されま  
すにはどうしてもそれに対して尚詳しい資料が必要だとい  
うことを申しておりますので、それについては現在の申請



との話し合いによつて、早くなる可能性があるとうこと  
で再三その準備を進められている訳であります。おそらく  
8月9月頃からその指令の準備が来るんじゃないかと云う  
ふうに考えております。

- 5 番～4 款について質問致します。土木費であります。4 款 2 項  
1 目都市計画費の調査費であります。この中に 8 節報償費  
都市計画都市調査謝礼金として 500 ドル組まれておりま  
すが、これを詳しく御説明を願います。これだけじゃ皆目  
象をつかむ様で分りませんから、これがどうしてこの 3 ヶ  
月間で是非必要であると云う立場からの説明をお願い致し  
ます。

建設課長～昨日御説明しました様にこれは主として都市計画事業の  
埋立について現在日本の方の業者とも話し合いを進めてお  
りますが、そのことにつきまして、この調査が実施される  
場合においてはどうしてもいくらかかなりの謝礼が必要だと  
云う訳で我々の方と致しましては 2 名の約 1 ヶ月位いを見  
込んでおります。それでそのためにはどうしても 500 ドル  
と云う程度の報償費は出るんじゃないかと云うふうに見込  
んでいる訳であります。

- 5 番～埋立事業に関しましては、宜野湾都市計画のマスタープランと  
して既に法定認可になつております。従つて計画はすべて  
現時点においては完了しております。次は実施に移す段階  
であります。この 500 ドルは、実施に移すその以後の問  
題でありますか、それとも更に「回れ右」して又計画と云  
う問題と関連するんですか、そのへんを「一つ」區別をつけて  
御説明願います。

建設課長～一応埋立の申請については、諸定の組織に従いまして、  
政府の方に出してあります。所が政府の方の申されますに  
はどうしてもそれに対して尚詳しい資料が必要だといふこ  
とを申しておりますので、それについては現在の申請して



ある申請処理に対するうら付の、備うら付をするために調査資料を添えて、申請を早くしてもらおうと云うことになつております。

5 番～政府としては、まだ詳しい資料を必要とすると云うふうな説明でありますね。

建設課長～そうであります。

5 番～その意味は、申請はなされておるが、政府から許可するまでにはまだ条件として不十分であると云う意味でありませうか、宜野湾市から提出申請が政府に対して提出されておりますね、それを受けた政府当局が認可するにはまだ宜野湾市の申請は条件不備であると云う意味でありますか、それとてまだ資料が不十分と云うのは、その意味でありますか。

建設課長～技術上の問題だと<sup>認</sup>めております、いわば宜野湾市の建築事業に対して、それだけの能力と内容をもう少し充実させようとするのがねらいであります。

5 番～恐れ入りますが、もう少し大きな声でお願いします、よく聞えませんか今の御説明もう一回お願いします。

建設課長～現在提出してある申請書類は更に前内容を充実させる、と云いますのは、資料のうら付を明確にしてもらいたいということになることになつております。

5 番～もう少し充実いわゆる資料のうら付そう云うことは抽象的ではありますが、具体的に何を指しますか。

市長～今政府の方に出してある申請書は法制にじやなしに、これをこれ出すと云うその資料は整つておるんだが、この資料を見て政府がそれを許可するには一応その能力を見なければいかなないのでその能力を見るにはまだまだ欲しい資料があ



おる申請処理に対するうら付の、尚うら付をするために調査資料を添えて、申請を早くしてもらおうと云うことになっております。

5 番～政府としては、まだ詳しい資料を必要とするとうるような説明でありますね、

建設課長～そうであります。

5 番～その意味は、申請はなされておるが、政府から許可するまでにはまだまだ条件として不十分であるとうる意味でありますか、宜野湾市から埋立申請が政府に対して出されておりますね、それを受けた政府当局が認可するにはまだ宜野湾市の申請は条件不備であるとうる意味でありますか。そこでまだまだ資料が不十分と云ふのは、その意味でありますか。

建設課長～技術上の問題だと解してあります。いわば宜野湾市の埋立事業に対して、それだけの能力と内容をもう少し充実させようとうるのがねらいであります。

5 番～恐れ入りますが、もう少し大きな声でお願いします。よく聞えませんから今の御説明もう一回お願いします。

建設課長～現在提出してある申請書類に更に尚内容を充実される。と云いますのは、資料のうら付を明確にしてもらいたいところいうことになっております。

5 番～もう少し充実いわゆる資料のうら付そう云ふばは象徴的ですが、具体的には何を指しますか、

市長～今政府の方に出してある申請書は法的にじやなしに、これこれ出すと云うその資料は整つておるんだが、この資料を見て政府がそれを許可するには一応その能力を見なければいけないのでその能力を見るにはまだまだ欲しい資料があ



るのでそれを調査させて出してくれと云うことで、いわゆる政府のその許可する前に宜野湾市の能力判断に使う資料が欲しいと云うことで、それを作成するためにこの関係の技術者を招へいしようとする訳です。

5 番～能力の問題であります、私は2通りあると思います、今申請してある相当な面積の埋立工事、この工事を完成することが出来る能力、これは一つは技術上の能力、一つは資金の問題があります、従つて今の能力云々とするのはこの技術上更に又資金この2つのうら付を意味するものでありますか、

市 長～そうであります、(

5 番～そうでありますか、そうするとこの500ドル編みれた予算は技術上と資金両方のうちどちらを主として招へいますか

市 長～いつしよであります

5 番～いつしよ、これは例えば今招へしようとしている所の本土のある業者を埋立事業を宜野湾市が提携してやつていけないかどうか、と云つたことを検討するために向うから招へしてあるのか、それとも既に提携してやろうと云うような取りかわしがすまされてそれを実行するために招へしてあるのであるか、そのへんの区別を一つはつきり御説明を願います、

市 長～提携してやる、どこまでもこちらはその資料を作成のためにこの技術者を招へいしてやろうと云う訳であります、

5 番～この技術者を招へいするまでに、これは最初どこかの照会がなされた、もしくは当局自ら大勢ある業者の中から、何箇所か当つてその中にところを選定したのであるか、その辺を詳しく御説明願います、



るのでそれを調査させて出してくれと云うことで、いわゆる政府のその許可する前に宜野湾市の能力判断に使う資料が欲しいと云うことで、それを作成するためにこの関係の技術者を招へいしようと云う訳です。

- 5 番～能力の問題であります、私は2通りあると思います。今申請してある相当な面積の埋立工事、この工事を完成することが出来る能力、これは一つは技術上の能力、一つは資金の問題があります。従つて今の能力云々と云うはこの技術上更に又資金この2つのうら付を意味するものでありますか。

市 長～そうであります。(

- 5 番～そうでありますか、そうするとこの500ドル組まれた予算は技術上と資金両方のうちどちらを主として招へいしますか。

市 長～いつしよであります

- 5 番～いつしよ、これは例えば今招へいしようとしている所の本土のある業者を埋立事業を宜野湾市が提携してやつていけないかどうか、と云つたことを研検討するために向うから招へいしてあるのか、それとも既に提携してやろうと云うふうな取りかわしがすまされてそれを実行するために招へいしてあるのであるか、そのへんの区別を一つはつきり御説明を願います。

市 長～提携してやる、どこまでもこちらはその資料を作成のためにこの技術者を招へいしてやろうと云う訳であります。

- 5 番～この技術者を招へいするまでに、これは最初どこかの照会があつた、もしくは当局自ら大勢ある業者の中から、何箇所か当つてその中にここを選定したのであるか、その辺を詳しく御説明願います。



市長～調査しに去年行つた際には、建設省のそう云う関係した人にも話すし、それから千葉でも話すし、もち論こう云う仕事があると云うことは、琉球政府当局も知つております、これから頼んであるんじやなしに確かどこから進めて来たか知りませんが、こちら来るまでには、本土の建設省この業者と云うのが本土の建設省に見えた方が見えておりますので、そこで事情を聞いて或は沖縄に來られて琉球政府の方でよく聞いて、そして宜野湾に見えたと思つておりますが、向こうからいらつしたのであります、

5 番～前に一度とられた訳ですか、

市長～はい、

5 番～そうしますと、当局の市長もしくはどなたかが今度招へいしようとして予定している2人の方、その2人の方は既に何回かお会いなつたことがある訳ですか、

市長～今度見える方は来ておりません、又今度見える方どなたが見えるかも、まだはつきりしませんがここに見えた間野と云う方からの手紙ですぐやる訳にはいがないから一応貴方々の招へい状が必要であるから、それを急いで送つてくれる様にと云う連絡が参つております、

5 番～この招へいしてある所の相手会社とは、掘立事業はその会社にさせるんだと云つた様な土協約にしる、その他のいわゆる申し合せにしる、そういう事実はありませんか、

市長～ありません、

5 番～結局はこれからこの会社と提携してやつた方が宜野湾市の利益になるからどうかと云つた様な立場で検討する意味での招へいでありませうか、

市長～はい、こと会社も含めませんが、とにかくあそこにさるとんか



市長～調査しに去年行つた時には、建設省のそう云う関係した人にも話すし、それから千葉でも話すし、もち論こう云う仕事があると云うことは、琉球政府当局も知つております。これから頼んであるんじやなしに確かどこから進めて来たか知りませんが、けれどもこちら来るまでには、本土の建設省この業者と云うのが本土の建設省に見えた方が見えておりますので、そこで事情を聞いて或は沖縄に來られて琉球政府の方でよく聞いて、そして宜野灣に見えたとは私は思つておりますが、向こうからいらつたのであります。

5 番～前に一度こられた訳ですか。

市長～はい。

5 番～そうしますと、当局の市長もしくはどなたかが今度招へいしようとして予定している2人の方、この2人の方は既に何回かお会いなつたことがある訳ですか。

市長～今度見える方は来ておりません。又今度見える方どなたが見えるかも、まだはつきりしませんがこゝに見えた岡野と云う方からの手紙ですぐやる訳にはいかないから一応貴方々の招へい状が必要であるから、それを急いで送つてくれる様にと云う連絡が参つております。

5 番～この招へいしてある所の相手会社とは、埋立事業はその会社にさせるんだと云つた様な士協約にしろ、その他のいわゆる申し合せにしろ、そういう事実はありませんか。

市長～ありません。

5 番～結局はこれからこの会社と提携してやつた方が宜野灣市の利益になるからどうかと云つた様な立場で検討する意味での招へいでありませうか。

市長～はい。こと会社も含めますが、とにかくあそこにさるとかか







とかでなしに、この方法で行つたらこういう見積りになる  
この方法で行つたこの見積りになると云う所までも一応今  
度の調査においては、それから資金繰りについても、向こ  
うのここにおいて色々見積つて頂き又その方法をはかつて  
もらう様に、これを民間会社にしたのは、政府からもそう  
云う指導助言がありました。それじやすぐ2人本土に派遣  
して、その調査をさせる様に致しますからつて、こちらの  
予算を2人分、確か中途で更正して2人分の派遣費を出し  
たと思ひます。その後政府の方からこちらから行くよりは  
かえつて向うからその技術者を現地に呼んだ方が招へいし  
た方が良いと、しかもそれは官会におられる方より、その  
技術と云うことになると云うと、かえつてその会社あたり  
に勤めている技術者の方がいいんじゃないかと云う助言が  
ありましたので、その方向に持つて行つた訳であります。  
今の貴方々の会社にさせるんだと云う契約は何も致してお  
りません。

5 番～はい、それはよく分かりました。結局これから計画は打ち出  
されているのだが、これを目的完遂させるための1つの断  
階としてある業者の助言でも得てみようと思つた所の将来  
に対する結局問題になる訳ですね、最初に私はお伺いしま  
したが、これは暫定予算であります。何故それじや3ヶ月開  
間にこう云うことをしなくちやいかないのか、埋立事業は開  
40万坪前後の相当面積を埋立すると云う計画が打ち出さ  
れているし、これをいかなる優秀な業者がやるにしても、  
おいそれと一ヶ年や半年そこらじやそれは、おそらく出来  
ないはずであります。と云うことは、官野湾市のそれこそ  
正まれて以来の大事業に取りかかっていることになりま  
すが、これは暫定予算に組むべき性格のものであるかどうか  
私はその辺について非常に不可解を感じております。  
どうお考えでありますか。

市 長～只今の御意見、5番さんは、確かにそういうふうにお考え  
になるだろうと思つて昨日、実はこれは新期、新しい事業  
と云うよりは既にもう埋立をすると云うことは決定して、







今認可申請を出して、そしてその認可を早く早くと云う時期  
期でありまして、私はその早く認可を得るためにこの仕事  
を続けて来た訳であります。只今のこう師の招へいの手  
紙を早くよこしてくれと云うのが去つた5日、丁度私が辞  
表を出した2日前ですか。確か手紙はその日かその前日か  
来たと思ひますが、これをそのまま今までやりつけている  
仕事を放つて置く訳にやいかないので両会計年度にまたが  
るんだが、この調査だけは、市の調査をして、そして早く  
認可を得るといふことは、今までの継続の仕事として是非  
必要だからこれを出して完結した方がいいんじゃないかと  
云うのでこれに出してあります。もし又打ち切つていいと  
云うことであれば又別の問題でありますので、私からは以  
上の様な気持であります。

- 5 番～早く認可を得るためにと云うお考えに対しては、私は100  
%賛成であります。しかしながら実際問題として考えて見  
ました場合には、わざわざ相手業者からここにこの問題を  
話し合うために2人を呼ぶと云うことは、あそこについて  
に用事に行つて道で側にいる人についてう然にそういう話  
し合いを取りかわしたと云つた様な問題ではありませぬ。  
理立をするためにどうした方がいいかと云う問題で政府の  
技官をそう云つた様な或は又政府の勤めている方じやなくて  
業者であります。業者と云うのは利益を追及している業者  
であります。その業者がこつちに来るためには、単なる  
止作業的のいわゆる善事業としては来ないはずでありま  
自らこの事業をやつて見ようと云つた様な前提がなければ  
来ないはずであります。と云うことは話しがうまくとんと  
ん指子に乗つて行つた場合、そうすると市長は相手の業者  
に対して当然請負は当然進んで行かなくちやうそと云うこ  
とになる訳ですが、そう云うとじやなしに一応はある一  
定の段階まで行つて、その時になつて笑はこう云う事情で  
すからと云う訳で相手業者に全部今までの話しを御破算す  
る積りでありませぬか、そういうことになりませぬと相手業者  
ひいては本土の業者に対しても信用問題にこれは影響する  
問題であります。と云うことは以後今後理立事業をする



にして、本土の業者と更に提携、もしくは援助をお願いしなくちやいかない様に時点に立つて、非常に不都合の点が生ずることを私は願念致しますが、その通の考慮に入れの上での今後の行為であられるのか、

市長～御心配御無用です、何もうそもくそもなくでござぬ、

5番～何が心配無用ですか、

議長～暫休憩致します、(午後3時42分)

議長～再開致します、(午後3時51分)

暫定予算も審議の途中であります、一応もつと詳しく研究したい方が出てくると思しますので本日の日程はこれで終りたいと思ひます、尚明日は午後2時から本日に引き続き会議を持ちます、今日は大塚御苦労さんであつた、

議長～暫休憩致します、(午後3時52分)

議長～\*\*\*散会\*\*\* (午後3時53分)



にして、本土の業者と更に提携、もしくは援助をお願いしなくちやいかない様に時点に立つて、非常に不都合の点が生ずることを私は懸念致しますが、その遍の考慮に入れた上での今後の行為であられるのか、

市長～御心配御無用です。何もうそもくそもなくてですね、

5番～何が心配無用ですか。

議長～暫休憩致します。(午後3時42分)

議長～再開致します。(午後3時51分)

暫定予算も審議の途中でありますが一応もつと詳しく研究したい方が出てくると思いますので本日の日程はこれで終りたいと思います。尚明日は午後2時から本日に引き続き会議を持ちます。今日は大変御苦労さんでありました。

議長～暫休憩致します。(午後3時52分)

議長～\*\*\*散 会\*\*\* (午後3時53分)



6月17日(第4日目)

1、開議並びに散会時刻 (午後2時20分～午後5時25分)

2、応招議員は次の通りである、

議席

1番	天久	豪太郎	2番	比	彌	定	滝
3番	天天	盛雄	4番	安次	宮	盛	信
5番	石川	真六	6番	仲	村	春	果
7番	稻	正六	8番	石	田	英	正
9番	安	安	10番	又	吉	正	弘
11番	石	川	12番	犬	川		昇
13番	伊	佐	14番	仲	村	喜	水
15番	宮	城	16番	宮	里	敏	行
17番	伊	佐	18番	中	里	幸	勘
19番	武	島	20番	仲	村	盛	光
21番	吉	波					
	成	清					
	次	郎					

3、不応招議員は次の通りである、

なし、

4、出席議員は応招議員と同じである、

5、欠席議員は不応招議員と同じである、

6、~~議会事務局~~議事説明のため出席したものは次の通りである、

市長	仲村	春勝	助	仲	誤	屋	真	徳
収入役	沢し	安一	総務課長	松川	正	誠		
財政課長	奥里	善俊	住民課長	仲村	春	信		
民生課長	当山	善喜	水道課長	國吉	真	善		
建設課長	島袋	昌	消防團長	大城	仁	幸		

7、議会事務局職員の出席者は次の通りである、  
局長 宮城 光雄 書記 島袋 真由 相念 善光